

はじめに



本市では、平成 21 年 3 月に策定した第一次坂出市地域福祉計画を 5 年ごとに見直しながら、地域福祉の推進に取り組んできたところであり、このたび、社会福祉法の改正など、第三次計画策定以降の社会福祉制度の変化を踏まえ、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画を包含した、第四次坂出市地域福祉計画を策定いたしました。

本計画は、第三次計画までの方向性を継承した、「お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち 坂出」～みんなで助け合うあたたかい地域共生社会の実現をめざして～を基本理念とし地域福祉のさらなる充実に取り組み、その具現化を推進するため策定いたしました。

本市の地域福祉を取り巻く環境は、人口減少に加え、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化などにより、つながりの希薄化が進むことを要因に、孤独死、虐待、生活困窮、ひきこもりなど、地域が抱える課題がより複合化・複雑化してきています。

そのため、第四次坂出市地域福祉計画では、これまでの成果や課題を踏まえ、「自助」「互助」「共助」「公助」を組みあわせ、市民、住民組織、支援機関、行政などの多様な主体が参画し、連携・協働を図り、それぞれの強みや役割を生かすことで、地域福祉をより一層推進し、誰もが孤独・孤立することのない、まちづくりをめざし、様々な取り組みを展開してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重な意見をいただいた地域福祉計画策定委員の皆様、また、アンケート調査、関係団体ヒアリング、パブリックコメントなどで様々な視点でのご意見を寄せていただいた市民の皆様ならびに関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

坂出市長 有福 哲二

※「障がい」のひらがな表記について

坂出市において、『坂出市「障がい」ひらがな表記取扱指針』に基づき、法令、その他の固有名詞を除き「害」の字をひらがなに表記し、「障がい」とすることとしております。

※法律名、障害手帳名は、障「害」を使っています。

目次

第1章 計画の策定にあたって	2
1. 「地域福祉」とは…	2
2. 「地域福祉計画」とは…	3
3. 計画策定の背景と目的	4
4. 計画の期間	5
5. 第四次計画の位置づけ	5
6. 計画の策定方法	6
第2章 坂出市を取り巻く現状	8
1. 人口について	8
2. 地区別高齢化率の状況	10
3. 自治会への加入世帯の状況	11
4. 外国人住民について	12
5. 高齢者世帯の状況	12
6. 要介護（要支援）認定者の状況	13
7. 出生数の状況	14
8. 障がい者（児）の状況	14
9. 生活保護の状況	15
10. 生活困窮の状況	15
11. 地域の援助体制の状況	15
第3章 地域福祉の基本理念	16
1. 計画の基本理念	16
2. 推進の方向性	17
3. 施策の体系	18
第4章 計画の推進	19
目標1 支え合いとともに生きる地域づくり	19
目標2 支援が必要な人を支える体制づくり	40
目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり	47
第5章 計画の推進方策	58
1. 計画の推進体制	58
2. 計画の進行管理	59
資料編	60
坂出市地域福祉計画策定経過	60
坂出市地域福祉計画提言書	61
坂出市地域福祉計画策定委員会設置要綱	62
坂出市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	63